

第4回鳥取県人権意識調査の調査内容等について

2014.01/鳥取県人権局

1 これまでの検討状況

月日	会議名等	概要
6 / 3	人権尊重の社会づくり協議会 (平成25年度第1回)	※別紙(新旧対照表)備考欄参照
7 / 4	人権意識調査実施検討委員会 (第1回会議)	前回調査票、社会づくり協議会での意見等を元に、調査内容について検討。 <主な方針> ・対象年齢は、 <u>10代に引き下げる。</u> ・設問内容は、 <u>経年変化より現状把握を重視し、個別分野ごとに、「①現状の問題」、「②必要な取組」の2段階構成で見直して、設問のトーンを揃える。</u>
9 / 26	人権意識調査実施検討委員会 (第2回会議)	作成した新旧対照表を元に、各設問内容(本文・選択肢)について検討。 → 意見を踏まえ修正。
10 / 4	関係課意見照会(～10/15)	→ 意見を踏まえ修正。調査票(案)を作成。
11 / 18	人権意識調査実施検討委員会 (第3回会議)	新旧対照表、調査票(案)を元に、各設問内容(本文・選択肢)について検討。 → 意見を踏まえ修正。 <主な変更点> ・個別分野(障がい者の人権)において、「 <u>発達障がい</u> 」についても、他の3障がい(身体・知的・精神)と同様の設問を追加。 ・個別分野(犯罪被害者等の人権)において、「 <u>犯罪加害者の家族</u> 」についても、設問を追加。
12 / 16	人権尊重の社会づくり幹事会	※庁内関係課の会議 → 意見を踏まえ微修正

2 調査内容 (※詳細は、別紙調査票(案)参照)

- (1) 調査対象 県内在住の16歳以上の者(外国人を含む)3,000名 (前回:20歳以上の者3,000名+外国人)
(2) 抽出方法 市町村の住民基本台帳に基づいて無作為抽出 (前回:外国人は外国人登録原票により抽出)
(3) 調査方法 郵送により調査票を送付し、無記名で返送 (前回:同様)
(4) 設問数 5.4項目(問43、枝問11) (前回:4.4項目(問34、枝問10))

3 来年度のスケジュール(予定)

時期	概要	備考
4月	人権意識調査外部委託契約締結	
5月	調査票発送(委託業者)	回答期限は1ヶ月半(予定)。途中1回、督促状を送付。返送先は県人権局。
7月	人権尊重の社会づくり協議会① 調査結果の集計・分析(委託業者)	
9月	中間報告(委託業者→県)	
9月～12月	人権意識調査実施検討委員会	3回程度開催し、分析内容等を検討。
1月	最終報告(委託業者→県) 人権尊重の社会づくり協議会②	

4 参考(人権意識調査実施検討委員会)

- (1) 概要 鳥取県人権意識調査の調査内容及び結果分析等について、専門的な見地から助言等を行うもの。
(2) 委員 4名

氏名	所属等
荒益 正信	鳥取短期大学 非常勤講師、鳥取県人権教育アドバイザー
一盛 真	鳥取大学 准教授、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 委員
尾崎 真理子	鳥取県人権文化センター 次長、鳥取県個人情報保護審議会 委員
前田 恵	鳥取県社会福祉協議会 事務局次長

平成 25 年度第 1 回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見への対応状況等について

2014.01

委員意見 (前回協議会)	出席課の発言	担当課	対応状況・方針
<p>1 議事 4 : 鳥取県人権施策基本方針 (第 2 次改訂) における具体的施策の取組状況について (人権教育課)</p> <p>26 ページに「児童養護施設等職員の資質向上研修事業」とあり、福祉分野の児童養護施設などの施設では取組をしているが、教育における体罰の防止についての取組はどこにあるのか教えていただきたい。</p> <p>虐待の被害者は子どもでもあり、体罰も加害者がいるのだから、人権問題であると教育委員会も十分認識してもらいたい。</p>	<p>教育委員会が策定している人権教育基本方針の「問題行動」の中に、体罰は人権問題であり、それに対応した教育・施策が必要と明記している。今回の報告からは漏らしてしまったが、体罰についても県教育委員会として対応しており、25 ページの「いじめ等の問題行動などに対応した相談体制の充実」という項目に書くべきだったと反省している。訂正したい。</p>	<p>人権教育課 (小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、教育センター)</p>	<p>県教育委員会では、県人権教育基本方針の中に、子どもの人権に関する課題として、体罰は人権を侵害する行為であると明記し、体罰根絶に向けた取組の点検、強化を図っているところ。特に、平成 24 年度に調査した体罰の実態を踏まえ、平成 25 年度では、次のとおり体罰の根絶、再発防止策を進めています。</p> <p><平成 25 年度の取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事と県教育委員長の間で締結している「教育振興協約」の中に、新たな課題として「体罰の防止」を明記 ・県立学校長会等での指導の徹底 ・各学校での教職員研修の実施 ・体罰防止のためのハンドブックの配布 (予定) ・運動部活動推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 中学・高校の部活動指導者を対象とした研修の実施 予算：20,945 千円 ・魅力あるスポーツ活動推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 子どものスポーツ活動ガイドラインの策定 スポーツ指導者を対象とした研修の実施 予算：1,056 千円 ・「いじめ相談窓口カード」の中に「体罰」の窓口を明記 (県内すべての児童生徒に配布) <p><参考：平成 24 年度の取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰の根絶に向けた教育長通知の発出 (各市町村教育委員会、県立学校宛て)

精神障がい者・精神疾患は、ここ10年で全国で100万人増え、約320～380万人、大体40人に1人の割合で若年者が多い。そういった中で「いかに子ども達が早くお互いにそのことと気がつくか」ということを、教育現場の中でカリキュラムとして取り上げてほしい」と数年来ずっと要望してきたが、未だ回答をもらっていない。14ページの「あいさポート」は、そういったことを補完するものなのか、別のものなのか、障がい福祉課を通して教育委員会に要望しているのか、教育委員会から回答してほしい。

(人権教育課)

「あいさポートキッズ」に関しては、障がい福祉課と連携しながら、啓発DVDという形で教材化し、昨年度学校に紹介したというのが、これまでの経過。教育委員会から無回答という者については、今出席している者では詳細が分からないので、確認してお答えしたい。

小中学校課
高等学校課
人権教育課

学校の授業等で、精神障がいを含む多岐にわたる人権問題のうち、どの分野を取り扱うかは、学校・地域の実態に応じて教育委員会及び学校が決定しているところでは、

県教育委員会としては、精神障がいに関する児童生徒の正しい理解が進むよう、「あいさポートキッズ」学習指導ガイド及びDVDの周知、中学生・高校生を対象とした「若者向け啓発リーフレット」の効果的な活用等に、関係機関・団体と適宜連携、協働しながら取り組んでいます。

なお、鳥取県精神障害者家族連合会からの要望書については以下のとおり回答しております。

「中学校では、主に総合的な学習の時間や学級活動でこのような課題に取り組みますが、人権学習で取り扱う問題が多岐にわたるため、精神疾患や精神障がいを含め、どの分野を学校で学習するかは、学校・地域の実態に応じて市町村教育委員会及び学校が決定しているところです。

県立高等学校では、福祉学科や福祉に関する系列のある学校において、社会人講師を招いての福祉に関する講義等や、教科「福祉」の各科目の中で精神疾患に関する内容を学んでいます。課題研究や教科「福祉」の科目の授業の中で、病院や福祉施設との交流学習を行っている学校もあり、精神障がいや精神疾患のある方と直接触れ合うことで理解を深めているところでは、

その他

自動車税の障がい者減免について、5月に手続きをしようと県税事務所へ行ったが、「今年度は減免できない。3月に来年度分を申請するように」と言われた。障がい者減免は、健常者との公平性保つため、使用回数等による減免基準ができたが、公平を保つためという意味であれば、申請した翌月からでも減免してもよいのではないかと。

(人権・同和対策課)

税務課に確認して、回答する。

税務課

心身に障害のある方に係る自動車税の減免については、次のとおり取り扱うこととしております。

- ①新規登録により、年度中途に取得した車
→ 申請月の翌月分から月割で減免することとなります。
- ②名義変更により、年度中途に取得した車
→ 名義変更した年度の翌年度から自動車税の納税義務が発生するため、翌年度課税分からの減免となります。

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成26年1月23日
人権・同和対策課

平成25年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況は次のとおりです。なお、平成24年9月から設置した「こどもいじめ人権相談窓口」の運用状況は別添のとおりです。

1 相談件数等・・・ 392件（前年同期 387件）（詳細は別添のとおり）

2 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	外国人・公務員	出国に関する職員との問題について内容を整理し、外国人への人権に対する配慮について、相談者に代わり県外行政機関へ指導依頼を行った。
	女性	家庭内暴力に遭い離婚を考えておられる相談者について、相談内容を整理し関係機関に伝達し、対応を要請。関係機関と相談者で話し合いがなされ、その後も相談員が助言するなど支援し、解決を促進
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で伝達し、問題への対応を促進〕	障がい・労働者	相談内容を整理し、第三者として職場の上司に伝達。職場の管理職等と相談者との話し合いを調整し、解決を促進
	障がい	相談内容を整理し、第三者として当事者に伝達。その結果、相談者が当事者との話し合いを重ねられ、解決を促進
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	子ども・公務員	関係機関が集まって対応方針を検討する会議に参加してコーディネーター的役割を果たし、機関ごとの支援方針を明確化。その後、関係機関がこの方針に基づく支援を実施し要支援者の問題の解決を促進
	障がい	相談内容を整理し、関係機関と協議を実施。関係機関が問題解決に向けた支援を行い、問題解決を促進
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	子ども・女性	問題を整理し、課題ごとに相談先等を具体的に情報提供。これに基づき相談者が関係機関に直接相談され問題の解決を促進
	公務員	問題を整理し、生活保護制度の内容等について情報提供。これに基づき今後の対応について相談者自身の理解を促進

3 専門相談員の相談事例

(1) 専門相談員が行った相談事例

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
法律（弁護士）	その他	贈与問題の対応について解決を促進するための助言
〃	子ども	裁判の可能性について解決を促進するための助言
〃	その他	離婚にかかる財産分与等について助言
臨床心理（臨床心理士）	疾患	疾患への対応について助言

(2) ケース会議での助言

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
福祉（大学准教授）	児童福祉	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言

4 こどもいじめ人権相談窓口の開設

いじめが全国的に問題になっていることを受け、昨年9月21日に人権局に新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談対応を行っている。

- (1) 設置箇所：県庁人権局
- (2) 電話相談：24時間対応、メール相談：24時間受付
- (3) 相談件数：71件（平成25年12月末現在）（前年度9月～3月；55件）
- (4) 対応事例

- ①相談者の了解の下に、学校関係者等と一緒にケース会議を開催し、事案の解決に向けた整理と必要な支援を行った結果、児童が学校に復帰した。
- ②相談者の了解の下に、教育委員会に情報提供を行うことにより、教育委員会と学校が一体となって改善策が講じられた。

5 その他

「鳥取県いじめ問題検証委員会」の付属機関化（H25.10.11 条例施行、要綱の一部改正）

平成25年9月28日の「いじめ防止対策推進法」施行に伴い、県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う「鳥取県いじめ問題検証委員会」を付属機関化（条例）し、併せて、要綱の一部改正を行った。

人権相談窓口における相談の状況について
(平成22年4月から平成25年12月まで)

H26.1.9

1 相談件数

① 受付機関別

	H22	H23	H24	H25
人権局	106	105	180	141
中部県民局	33	36	72	81
西部県民局	157	223	226	170
計	296	364	478	392

②相談形態別

	H22	H23	H24	H25
面接	122	185	159	124
電話	164	161	282	229
封書等	10	18	37	39
計	296	364	478	392

2 相談内容

① 分野別

※相談内容により複数の分野に計上

	同和 問題	外国 人	障が い	障がい細分(複数計上) H23~					子ど も	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H22 轍	10	3	54	-	-	-	-	-	13	25
H23 轍	6	14	129	5	21	32	81	1	19	36
H24 轍	10	5	159	12	57	48	59	1	74	50
H25 轍	8	6	142	10	51	34	37	0	80	24

	高齢者	公務員に よるもの	労働者	疾病	その他	計
H22 轍	14	83	27	32	50	344
H23 轍	47	69	40	30	63	453
H24 轍	28	108	50	98	54	636
H25 轍	15	94	32	76	45	522

② 行為類型別 ※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労 (募集 採用)	就労 (左 以外)	虐待 (身 体的)	虐待 (心 理的)	虐待 (性 的)	虐待 (経 済的)	虐待 (初 以外)	サー ビス 提供	就学
H22 轍	9	0	9	0	20	5	14	1	3	1	115	0
H23 轍	4	0	1	10	27	4	6	0	3	0	186	9
H24 轍	6	0	1	10	26	5	7	0	2	1	144	14
H25 轍	7	0	6	5	24	6	12	0	3	0	133	12

	プライ バー	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性犯 罪	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H22 轍	16	74	1	22	85	27	0	1	0	0	17	420
H23 轍	16	123	2	19	82	34	1	0	1	0	32	560
H24 轍	21	128	0	23	147	80	2	0	3	0	37	745
H25 轍	18	105	0	18	123	66	3	0	1	0	62	604

3 相談窓口の対応状況

	情報提 供・助言	他機関(県の機 関)紹介	他機関(県以 外)紹介	その他 (傾聴など)	計
H22 轍	211	14	6	65	296
H23 轍	300	10	7	47	364
H24 轍	414	9	11	44	478
H25 轍	337	8	4	43	392

こどもいじめ人権相談窓口の対応状況について

平成 25 年 1 月 8 日 / 人権局

1 こどもいじめ人権相談窓口の開設

深刻化するいじめ問題に対応するため、平成 24 年 9 月 21 日から「こどもいじめ相談電話」を開設し、24 時間対応しており、平日夜間及び休日も対応を行っている。

また、メール相談は 24 時間受付であるが、基本的に返答は平日対応としている。

2 相談窓口の概要

- (1) 電話… 24 時間対応
- (2) メール… 平日対応

3 相談件数 (4/1~12/31)

(単位：件)

形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
(1) 電話	1	6	2	2	6	5	9	1	7	39
(2) メール			4			4	3			11
(3) 面談	1	2	1	1	3	3	2	5	3	21
計	2	8	7	3	9	12	14	6	10	71

4 分野別

- ・こどもへのいじめ (58 件)
- ・こどもへの体罰 (1 件)
- ・その他 (12 件)

5 相談種別

※複数計上

(単位：件)

形態・月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
(1) 言葉の暴力	2	5	5	3	5	8	1	5	10	44
(2) からかい	1	4		3	3	8	3			22
(3) 持ち物隠し		2					1			3
(4) 仲間はずれ	1	2	1	3	4	7	5	5	9	37
(5) 集団による無視		2								2
(6) 暴力					2	1	3	1	6	13
(7) たかり					2					2
(8) 親切の押付け										
(9) なりすまし										
(10) その他		3	1		4	4	12	5	10	39
計	4	18	7	9	20	28	25	16	35	162

6 対応状況

- ・関係機関等と解決に向けた話し合いを行った。
- ・相談者の要望により教育委員会の再調査が行われた。
- ・学校関係者と相談者の話し合いの機会（ケース会議）を開催し、解決に向けた支援を促進した。

「差別事象検討小委員会」の開催概要について

平成 26 年 1 月 23 日
人 権 ・ 同 和 対 策 課

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として、差別事象検討小委員会を設置していますが、平成 25 年度の開催概要は次のとおりです。

1 小委員会の特徴

- ①目 的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- ②位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（審議会）の小委員会と位置づける。
- ③委 員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部（7名）の委員で組織する。
- ④そ の 他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

2 委員名簿

7名：（50音順）

氏 名	分 野	所 属 団 体 ・ 職 名
アベ山田 マリア ルイサ	外国人	鳥取県国際交流財団 理事
一盛 真	学識経験者	鳥取大学 准教授
吉岡 伸幸	法律	弁護士
今度 珠美	インターネット	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員
下吉 真二	同和問題	部落解放同盟鳥取県連合会 前書記次長
山本 誠代	福祉	鳥取市手をつなぐ育成会副会長
中永 廣樹	教育	前 鳥取県教育長

3 平成 25 年度の開催概要

（1）第 1 回差別事象検討小委員会

- 日 時：平成 25 年 7 月 11 日（木）10：00～12：00
- 出席者：委員 7 名、事務局
- 議 事：
 - 議事 1 委員長の選任について
 - 議事 2 市町村等から報告のあった差別事象について
- 主な意見、まとめ
 - ・新たな委員長及び副委員長の選任を行った。（一盛委員長、中永副委員長）
 - ・市町村から報告のあった差別事象について検討を行った。

(2) 第2回差別事象検討小委員会

○日 時：平成25年11月13日(水) 13:30～15:30

○出席者：委員5名、事務局

○議 事：

議事1 議事の公開、非公開について

議事2 市町村等から報告のあった差別事象について

議事3 差別事象対応指針等の検討について

○主な意見、まとめ

- ・市町村から報告のあった差別事象について検討を行った。
- ・賤称語の取り扱いや公開のあり方等について議論を行った。
- ・差別事象対応指針等について検討を行った。(非公開)

(3) 第3回差別事象検討小委員会

○日 時：平成26年1月16日(木) 15:15～17:15

○出席者：委員5名、事務局

○議 事：

議事1 議事の公開、非公開について

議事2 市町村等から報告のあった差別事象について

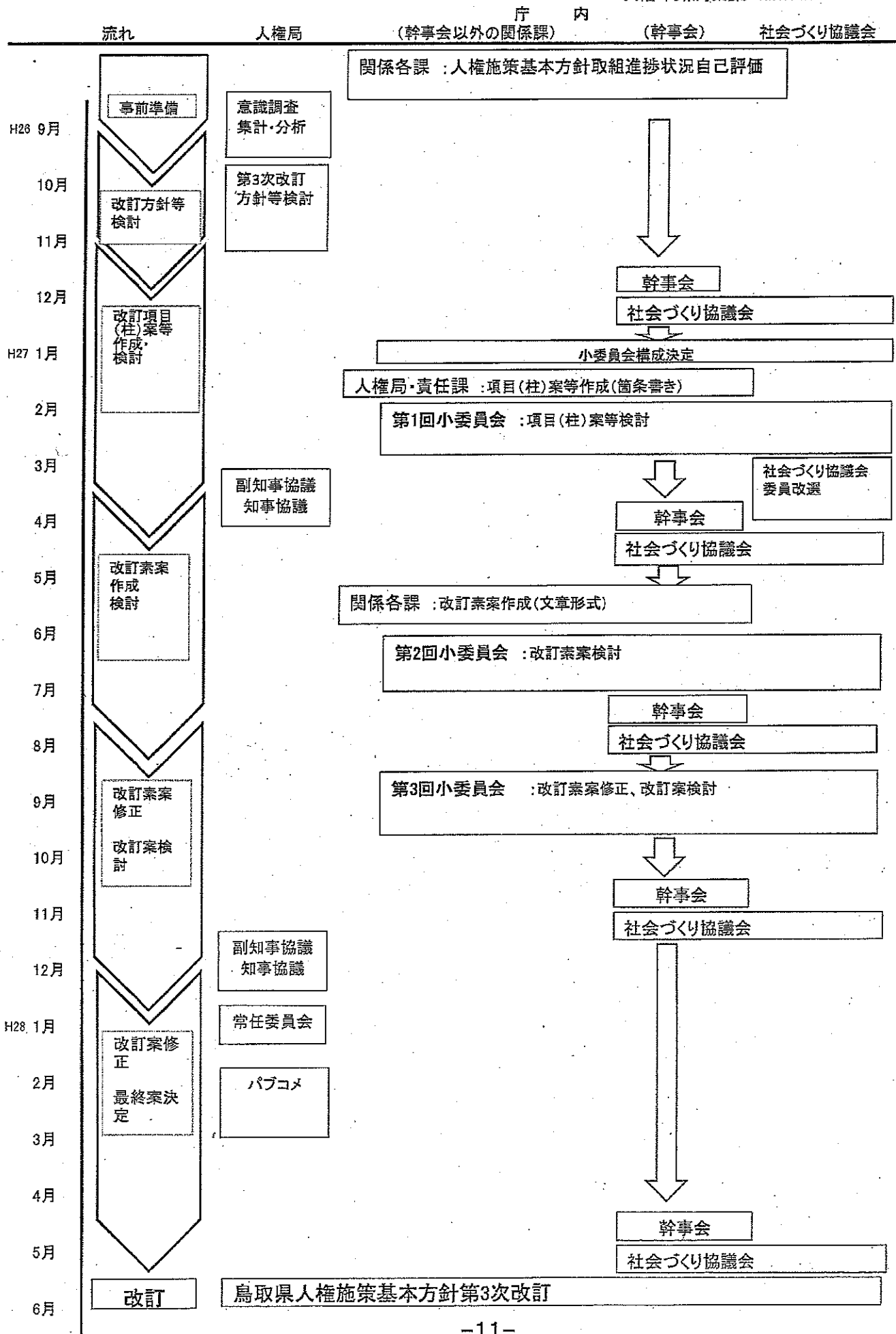
議事3 差別事象対応指針等の検討について

○主な意見、まとめ

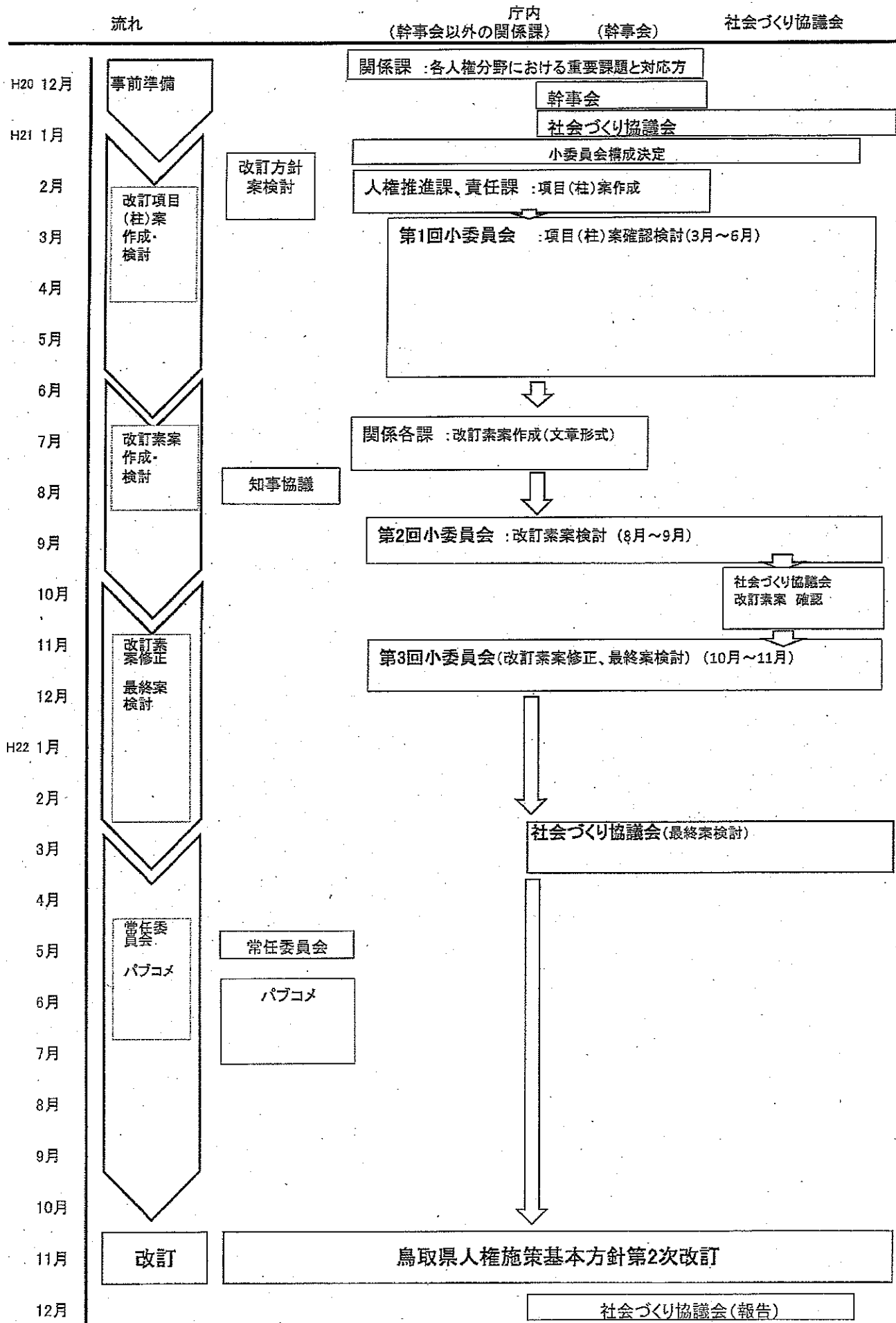
(別途報告)

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂フロー図(案)

人権・同和対策課/H25.12.19



前回(H20年度～22年度)鳥取県人権施策基本方針第2次改訂時スケジュール



前回 (H20年度～21年度)

人権尊重の社会づくり協議会小委員会の開催状況等

※○は出席対象

小委員会	課題区分	所属委員	作成責任課(最上段), 関係課	開催状況
1	全体調整、 共通項目等	永山正男 本田幸則 高多彬臣 東樋口護 仲野 誠 5名	○ 人権推進課 ○ 人権教育課 ○ 県民室 ○ 同和対策課 ○ 福祉保健課 情報政策課 防災チーム	1 6月29日 2 9月10日 3 10月16日 4 11月18日
2	同和問題	一盛 真 下吉真二 2名	○ 同和対策課 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 経営支援課 ○ 経済・雇用政策総室	1 3月27日 2 8月26日 3 11月4日
3	女性の人権 問題	大月悦子 池田博子 2名	○ 男女共同参画推進課 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 ○ 子育て支援総室 健康政策課 ○ 体育保健課 家庭・地域教育課 経済・雇用政策総室 農林総合研究所	1 3月25日 2 9月4日 3 10月8日
4	障がいのある 人の人権 問題	田淵眞司 木島晃子 松村由朝 國本真吾 4名	○ 障害福祉課 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 ○ 福祉保健課 ○ 景観まちづくり課 住宅政策課 ○ 特別支援教育課 ○ 経済・雇用政策総室 道路企画課 交通政策課	1 3月24日 2 9月7日 3 11月6日
5	子どもの人 権問題	小林幹子 田村 勲 廣田富子 3名	○ 子育て支援総室 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 ○ 青少年・文教課 ○ 家庭・地域教育課 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 医療指導課 経済・雇用政策総室	1 3月26日 2 8月27日 3 11月5日

小委員会	課題区分	所属委員	作成責任課(並上級), 関係課	開催状況
6	高齢者の人権問題	会见祐子 井手添陽子 松嶋まゆみ 3名	○ 長寿社会課 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 ○ 福祉保健課 ○ 景観まちづくり課 住宅政策課 経済・雇用政策総室 道路企画課 交通政策課 健康政策課	1 3月23日 2 8月31日 3 10月30日
7	外国人の人権問題	KIP. A. CATES 川口斐子 薛 幸夫 3名	○ 交流推進課 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 長寿社会課 雇用人材総室 経済通商総室 子育て支援総室 人事・評価室 住宅政策課	1 6月4日 2 9月3日 3 11月6日
8	病気にかかわる人の人権問題	荒井玲子 中瀬香里 下田光太郎 3名	○ 健康政策課 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 ○ 医療指導課 医療政策課 病院局総務課 福祉保健課 体育保健課 雇用人材総室	1 6月1日 2 9月1日 3 10月27日
9	犯罪被害者等の人権問題, 刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人	本田幸則 濱本英機 2名	○ 暮らしの安心推進課 ○ 人権推進課 ○ 人権教育課 ○ 警察県民課 住宅政策課 ○ 障害福祉課	1 6月3日 2 8月24日 3 10月27日

第2～9小委員会

第1回小委員会 (H21.3～6)

- 【議題】
- ・小委員会会長選出
 - ・人権施策基本方針の改訂について
改訂の進め方(人権推進課説明)
改訂のポイント説明(責任課)
各取組方針(項目柱)の説明(関係課)

第2回小委員会 (H21.8～9)

- 【議題】
- ・人権施策基本方針素案検討

第3回小委員会 (H21.10～11)

- 【議題】
- ・人権施策基本方針素案検討
 - ・共通事項等全体素案の確認

第1小委員会

- 【議題】
- ・各小委員会と同様の議題に加え、共通事項、その他の人権課題協議

